

check!

申告の必要はある？

スタート! STAR 令和7年1月1日現在、熊谷市に住所がありましたか？

⇒ いいえ 令和7年1月1日に住所があった市区町村にお問い合わせください。

↓ はい

令和6年中、収入/所得があった

※ 遺族年金、障害年金、失業給付などの非課税所得のみの方は「いいえ」に進んでください

⇒ いいえ

C ※ 国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険制度、児童扶養手当、障害福祉サービスなどを利用する方や非課税証明書の発行には申告が必要です。

↓ はい

収入/所得の種類は次のどれですか？

主に給与収入

給与収入の合計額が2,000万円を超えている

↓ はい
B

給与以外に所得がある/
2か所以上から給与をもらっている

↓ はい

↓ いいえ

「年末調整をしていない給与収入金額」と「給与所得、退職所得以外の所得の金額」の合計が20万円を超えている

年末調整は済んでいる

↓ はい
B

↓ いいえ

↓ はい
B

↓ いいえ

扶養控除や医療費控除など、各種控除を申告する

↓ はい

所得税が源泉徴収されている
※ 源泉徴収票を確認！

↓ はい

B **A**

※ 住宅ローン控除により源泉所得税額が0円となっている場合は、確定申告が必要です。

全ての所得が給与で、かつ勤務先から熊谷市に全ての給与支払報告書が提出されている ※ 勤務先に確認！

↓ はい

↓ いいえ

扶養控除や医療費控除など、各種控除を申告する

↓ はい
A

↓ いいえ
C

主に公的年金等

公的年金等(国民年金、厚生年金などの年金)の収入の合計が400万円を超えている

↓ はい
B

公的年金等以外に所得がある

↓ はい

↓ いいえ

公的年金等以外の所得金額の合計が20万円を超えている

↓ はい
B

↓ いいえ

公的年金等以外の所得は給与のみで、勤務先から熊谷市に全ての給与支払報告書が提出されている ※ 勤務先に確認！

↓ はい

↓ いいえ
A

扶養控除や医療費控除など、各種控除を申告する

↓ はい
A

↓ いいえ
C

その他

営業・農業などの事業所得や、不動産所得などの「所得の合計額」が「所得控除の合計額」より大きい

↓ はい
B

↓ いいえ
A

※ このフローチャートは一般的な例です。収入の種類などによっては当てはまらない場合があります。

A 市民税・県民税の申告が必要です

所得税が源泉徴収されていて、各種控除を申告することで所得税の還付を受ける場合は確定申告をしてください。

B 確定申告が必要です

確定申告をした方は市民税・県民税申告は不要です。また、控除額が所得額より大きい場合(納付すべき所得税が発生しない場合)など、確定申告が不要な場合もあります。

C 申告は必要ありません

所得税が源泉徴収されていて、各種控除を申告することで所得税の還付を受ける場合は確定申告をしてください。